

「定額減税しきれないと見込まれる方」等への追加の 給付金「定額減税補足給付金(不足額給付)」のご案内

「定額減税補足給付金(不足額給付)」とは、以下の事情により、**令和6年に実施した定額減税補足給付金(当初調整給付)の給付額に不足が生じた場合に**給付を行うものです。

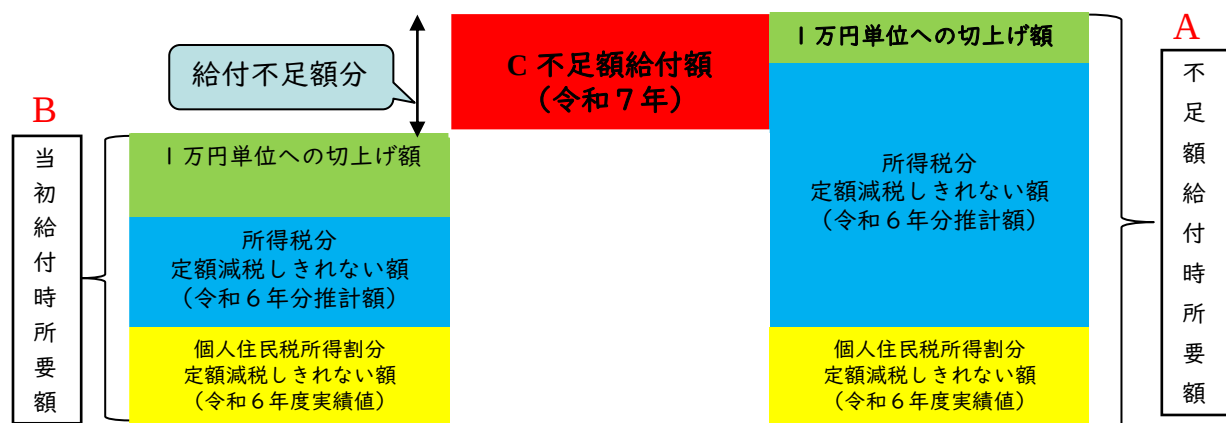
不足額給付Ⅰ

- 当初調整給付の算定に際し、令和5年分所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得額)を用いて算定したことなどにより、**令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方**に対して、その差額を給付

- 例① 令和5年分所得に比べ、令和6年分所得が減少したことなどにより
「令和6年分推計所得税額(令和5年分所得)」 > 「令和6年分所得税額(令和6年分所得)」となった方
- 例② 子どもの出生等、扶養親族等が令和6年中に増加したことにより
「所得税分定額減税可能額(当初給付時)」 < 「所得税分定額減税可能額(不足額給付時)」となった方
- 例③ 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより
令和6年度個人住民税所得割額が減少し、不足額給付時に一律対応することとされた方

イメージ

$$\text{不足額給付時調整給付所要額 (令和7年) A} - \text{当初給付時調整給付所要額 (令和6年) B} = \text{調整給付金不足額給付額 (令和7年) C}$$



※注1：所得税・個人住民税合わせて既に4万円ので医学減税を受けられている方、または合計所得金額1,805万超の方は、調整給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

※注2：「不足額給付時調整給付所要額」(A)が「当初給付時調整給付所要額」(B)を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めません。

不足額給付Ⅱ

- 以下の給付要件を全て満たす方には、1人あたり原則4万円(定額)を給付
※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

- ・ 令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ
(本人として定額減税の対象外であること)
- ・ 税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう、青色事業専従者、事業専従者(白色)の方、
合計所得金額48万円超の方(扶養親族等としても定額減税の対象外であること)
- ・ 低所得世帯向け給付(令和5年度非課税給付等、令和6年度非課税給付等)対象世帯の世帯主・
世帯員に該当していない(一体措置の上で低所得向け給付対象でないこと)

給付金の支給手続き

対象者の方には、竹富町から本チラシと同封の「支給のお知らせ」又は「支給確認書」又は「申請書」を送付します。

「支給のお知らせ」が届いた場合

- 手続きは不要です。
- 支給口座を**変更**したい場合や受給を**拒否**する場合、**令和7年9月24日(水)までに**竹富町役場 税務課まで連絡してください。
- 連絡がない場合は、**記載された口座へ振込予定**です。

「支給確認書」が届いた場合

支給確認書を確認の上、必要事項を記入し、本人確認書類及び口座確認書類と合わせて同封の返信用封筒にて**令和7年10月31日(金)【消印有効】**までにご返送ください。

インターネット
申請はこちら



【インターネットで申請する場合】 **令和7年10月31日**締め切り
申請及び本人確認書類や口座確認書類の提出をスマホ等で行えます。
支給確認書のQRコードを読み取るか下記URLにアクセスして必要事項
を入力して下さい。

・竹富町インターネット申請サイト(ロゴフォーム): <https://logoform.jp/f/RNlaJ>

【マイナンバーカード】を利用するオンライン申請する場合】

令和7年10月31日締め切り

支給確認書のQRコードを読み取るか下記のURLにアクセス
して申請が可能です。申請書入力不要！添付確認資料不要！

マイナポータル
申請はこちら



・マイナポータル申請サイト: <https://myna.go.jp/benefits/detail?id=473812000000002>

「申請書」が届いた場合

不足額給付Ⅱに該当する可能性があります。

申請書に必要事項を記入し、提出書類と合わせて同封の返信用封筒にて

令和7年10月31日(金)【消印有効】までにご返送ください。

インターネット
申請はこちら



【インターネットで申請する場合】 **令和7年10月31日**締め切り
申請書のQRコードを読み取るか下記URLにアクセスして必要事項を入力して下さい。

・竹富町インターネット申請サイト(ロゴフォーム): <https://logoform.jp/f/RNlaJ>

4 給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください

定額減税については、国税庁（国税局、税務署を含みます）や都道府県・市区町村から「定額減税の関係で還付を受けられるので」と切り出し、個人情報（銀行の口座番号や暗証番号など）をメールや電話でお聞きすることや、ATMを操作していただくような連絡をすることはありません。

お問い合わせ先 竹富町役場 税務課 ☎0980-83-4861



※詳しくは、竹富町ウェブサイトもご覧ください

<https://www.town.taketomi.lg.jp/guide/zeikin/1530756166/husokugaku>

竹富町ウェブサイト